

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月16日（平成28年（行情）諮問第374号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（行情）答申第414号）

事件名：特定期間に本省情報公開担当部局で職務を遂行していた公務員等の
出勤簿の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月28日付け国広情第23号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

法において、開示請求者の過去の言動で、対象文書の不開示決定を行ってはならない。

（2）意見書

ア 本件は、以下の理由により、出勤簿は開示されなければならない。

イ 「出勤簿」について、処分庁は過去の開示決定において開示している（平成27年11月25日付け国広情第252号）ことから、開示対象文書であるため、開示されなければならない。

ウ 諮問庁等は、本件出勤簿については、登庁及び休暇に関する個人情報だと主張する。

しかしながら、公務員の職務遂行は、登庁して初めて職務が行えるのであって、登庁して職務遂行することは、法5条1項ハに該当する開示情報である。

また、休暇に関する情報は、個人情報であるため、不開示情報であるが、しかしながら、前項で記載したとおり、処分庁は、処分庁に

所属している特定公務員に対しては、この部分についてはマスキングを施し、出勤簿を開示していることから、特定個人の休暇が記載されているという理由だけで、出勤簿全ての不開示理由にはならず、法6条に基づき部分開示しなければならない。

エ 諮問庁等は、審査請求人の過去の発言に基づいて、本件対象文書の不開示理由にしているが、そのような不開示理由は法にはない。

しかも、この発言自体が虚偽であり、仮に、この発言が真実だったとしても、この発言が1か月前なのか半年前なのか1年前なのか、はたまた、5年、10年前の発言なのか、一体、いつの発言なのか、不明なのである。

審査請求人がこの発言について、いつの発言なのか、国土交通省側に回答を求めたが、回答が得られなかったために、この発言は虚偽であると断定している。

そもそも、情報公開の開示・不開示というのは、審査請求人の個人的な発言に左右されるものではなく、法に記載されている内容で判断されるものであり、本件は、担当職員等の個人的な感情で決定がなされており、正に、犯罪行為であるため、刑事事件になっているのである。

もし、このような決定が認められるのであれば、15年前の審査請求人が発言した内容でも行政文書の開示・不開示決定がなされるということであり、その決定は、全国民に及ぶということであり、そのような決定は、断じて認められない。

オ 諮問庁は、審査請求人が国土交通省に提出した書面内容を本件不開示理由書に記載しているが、これこそ、審査請求人が国土交通省に信書を送付したという個人情報である。

これを記載したことによって、審査請求人は、事件関係者から報復される可能性があり、よって、審査請求人は、本件で国土交通省に信書を提出したのかどうかはいえない。

しかしながら、本件開示請求と、審査請求人が国土交通省に提出したかもしれない信書とは全く関係がない。

しかも、本件は、答申後に内容は、インターネット等で一般国民が閲覧できる。そのような場に、審査請求人が提出した信書として、書面内容が公開されるのである。

また、諮問庁等が主張する書面は、諮問庁等の理由説明書に記載されている内容から察すると、国土交通省の特定公務員に送付された信書のようなものである。

確かに、国土交通省には、国民から色々な信書が、送付され職務を遂行する上での開封は合法であるが、本件では、その信書内容を明

らかにしているのである。

これも、立派な犯罪行為である。

諮問庁等が理由説明書に記載されている信書は、憲法16条に基づき送付された信書であるかも知れず、それを本件不開示理由にしているのである。

憲法16条では、憲法16条の権利行使を行ったからといっていかなる差別的待遇も受けないと明記されているにもかかわらず、本件では正に、差別的待遇を受けており、国民としては断じて容認することはできない。

カ 諮問庁等は、審査請求人が別件で開示請求を行っていたことを理由説明書に記載しているが、審査請求人が別件で開示請求を行っていたのかどうかも個人情報であり、別件で開示請求を行っていたのかどうかはいえない。

よって、複数回、出勤簿の開示請求を行っていることもいえない。

もし、仮に別件で開示請求を行っていたとすれば、そのような事実を本件で主張していること自体、諮問庁等の行為は国家公務員法違反である。

行政文書開示請求は、1件、1件、独立して開示・不開示の判断を行わなければならない、その開示・不開示の決定は、全ての国民に、及び、仮に、審査請求人が別の開示請求を行っていたとしても、それは、他の国民には関係が全くないからである。

キ 諮問庁等は、本件で対象文書が開示されると関係する職員の日常生活の平穩が害されるなどの危害が加わるおそれがあると主張する。

確かに、この言い分は、一理あるかもしれない。

しかしながら、審査請求人は、職員の平穩が害されるのは、致し方ないと考える。

なぜならば、これだけ犯罪行為を行っていれば、平穩が害されるのは当然のことで、現在、国民の税金で、国土交通省で職務を行っているが、今度は、刑務所の中での生活になれば、現在の生活とは一変するからである。

刑務所の中では、殺人等で服役している懲役囚との生活を行わなければならない、そうなる、と危害が加えられるかもしれないのは、当然のことであり、これを平穩を害されるとは言わない。

本来、開示しなければならない行政文書をデッチあげた虚偽事実で、不開示にした罪は当然、償わなくてはならない自己責任である。

もし、虚偽事実でないと言うのであれば、審査請求人が、いつ、下記第3に記載されている発言を言ったのか、回答できるはずである。

それを行っていない以上、本件、理由説明書も虚偽公文書である。

ク 諮問庁等は、本件対象文書は法5条6号に該当する旨を主張する。
しかしながら、この同条6号の情報と言うのは、イ・ロ・ハ・ニ・ホに該当しなければならない。

そこで、諮問庁等に回答を求めるが、下記第3に記載されている同条6号と言うのは、本件での対象文書はこのイからホまでのどれを指すのか回答を求める。

ケ 諮問庁等は、前項で記載した回答はできないはずである。

なぜならば、公務員の「出勤簿」は、人事院の通達した「給実甲第576号」に基づき、全ての行政庁で作成、開示されている行政文書で、法5条6号イからホには該当しない文書だからである。

諮問庁等は、審査請求人に対して、情報を開示したくないという理由だけで同条6号の柱書きの使えそうな部分だけを本件で主張しているに過ぎず、その証拠に、本件不開示決定は、受付からたった2日で不開示決定を行っていることでも分かる。

本件決定を行うのに、大臣の「公印」を使用しなければならないが、大臣の公印を使用する決定をたった2日で、文書の特定、起案から決裁、そして、決定を行ったということであり、大臣自ら、本件事案の処理を行ったのであればいざ知らず、そのようなことはあり得ないため、担当職員等の犯罪行為によってなされた決定である。

だから、下記第3に記載されている審査請求人の発言が、いつ、誰に対して発言したのか、回答できないのである。

よって、本件で処分庁が行った決定は、犯罪行為によってなされた決定であり、それに、もし、このようなことを認めてしまうと、全ての行政文書をこれに該当させ不開示決定を行えるということであり、法の存在意義を否定するものであり、到底、容認することはできない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人は、原処分を取消し、本件対象文書の開示を求めていることから、不開示決定の妥当性について、以下のとおり検討する。

本件対象文書は、「平成28年3月22日から同年3月24日の間で、国交省情報公開担当部署で、職務を遂行していた公務員等の出勤簿（責任者含む）」である。

2 本件開示請求の対象である出勤簿は、職員個人の氏名、その者の登庁及び休暇に関する個人情報が含まれており、法5条1号の「個人に関する情報」に該当する。

3 また、審査請求人は、過去の開示請求において国土交通省に複数回に渡って問合せを行った際に、電話対応した職員の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず、一方的に当該職員に対して、暴言を吐き、「俺は、お前

を刑事告発して、クビにさせることができるんだぞ」と発言し、また、当該職員の行為が犯罪に該当すると言い張り「お前は死刑だぞ」などの発言を行っている。さらに、請求人から送付された「求回答書（最後通告書）」なる文書には、国土交通大臣を刑事告訴する旨の記載がなされており、また、別件の開示請求書に同封された提出資料にも明確に「関係者等を刑事告訴する」旨が記載され、行政事務の遂行に支障をもたらすのみならず、当該職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。加えて、個人に関する情報である職員の出勤簿の開示請求を複数回にわたり繰り返すことは、関係職員に心理的圧力を与えることになるとも言える。

このような経緯を踏まえると、本件対象文書を公にすると、関係する職員が特定され、職員の日常生活の平穩が害されるなどの危害が加えられるおそれがある。また、関係する職員に対して威圧的な電話による問い合わせがなされることにより、日常の行政事務の遂行が妨げられるおそれがある。

- 4 したがって、本件対象文書に記載された情報は、法5条6号柱書きに規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」情報に該当することから不開示とした。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年6月14日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月12日 審議
- ⑦ 同年10月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号及び6号柱書きに該当するとしてその全部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、国土交通省大臣官房広報課情報公開室の職員に係る出勤簿であり、それぞれ①氏名欄、②月日ごとに職員が出勤したことを証するための押印欄、③月日ごとの欠勤・休暇等記載欄、④年次休

暇付与日数，⑤休暇等の集計欄の各欄及び様式から構成されていることが認められる。処分庁は，本件対象文書の全部を不開示としている。

(2) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件開示請求の経緯及び本件対象文書を不開示とすべき理由等について改めて確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求の経緯

(ア) 本件は，審査請求人からの別件行政文書開示請求事案（以下「別件事案」という。）について，開示請求書に開示文書の写しを送付するよう記載して郵便切手を同封していたものの，国土交通省ではそのような便宜的取扱いをしていないことから，大臣官房広報課情報公開室の職員がこれを使わずに返送し，原則どおり開示の実施方法等申出書とともに郵便切手を送付するよう求めたことに端を発したものである。

(イ) 審査請求人は，職員の上記対応に激高し，複数回にわたり情報公開室に電話をかけ，応対した職員の説明に対して冷静に聞く態度を全く示さず，「開示請求書にこちらの希望を書いてあるだろう。なぜできないのか。お前らは無能か。公務員なら国民のために働くんだろう。」などと一方的に罵詈雑言を浴びせ，「俺は，お前を刑事告発してクビにさせることができるんだぞ」，「お前は公務員職権濫用罪で死刑だぞ」などと暴言を繰り返した。また，職員が提出を求めた別件事案の開示の実施方法等申出書に「郵便切手を2回郵送しなければならぬ理由を1週間以内に書面で回答せよ。回答がない場合は，関係者等を刑事告訴する。」などと記載して提出した。

(ウ) そして，審査請求人は，別件事案を担当した職員を「仕事が出来ない」と批判して「別件事案を処理した仕事ができない公務員等全員の出勤簿」の開示請求を行い，不開示決定を受けると，①同不開示決定の手續に關与した職員等の出勤簿等，②同不開示決定に対する行政不服申立事件について当審査会に諮問時に提出した理由説明書の作成に關与した公務員等の出勤簿及び③同理由説明書に「当方」等と記載されている職員の出勤簿と立て続けに開示請求を行った。そして，いずれも不開示決定を受けると，「平成28年3月22日から同月24日の間で，国土交通省情報公開担当部局で職務を遂行していた公務員等の出勤簿（責任者を含む）」（本件対象文書）の開示請求を行ったものである。別件事案当時から平成28年3月24日までの間，情報公開室の職員に人事異動等がないことから，これらの開示請求は，実質同じ職員の出勤簿の開示を繰り返し求めるものと認められる。

(エ) このように，審査請求人は，情報公開室の職員の行為があたかも

犯罪に当たるかのように因縁を付け、刑事告発するなど威圧的な言動を行った上、職員の出勤簿の開示を執拗に求めていることからすると、本件開示請求の意図、目的には、職員に対して危害を及ぼそうとする悪意がうかがえる。

イ 法5条1号該当性

(ア) 本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 情報公開室の職員は公務員であるところ、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(以下「申合せ」という。)によれば、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとされており、申合せにいう特段の支障の生じるおそれがある場合とは、氏名を公にすることにより、法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなる場合としている。

(ウ) 上記アに記載した本件開示請求の経緯からすると、本件対象文書に記載された各職員の氏名及び印影を公にすると、各職員があたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の対象となる危険性があり、各職員の権利利益を害するほか、今後、各職員が開示請求者の威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせ、諮問庁の情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、申合せにいう特段の支障の生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象文書の各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(エ) 本件対象文書の各職員の氏名及び印影以外の部分には、各職員の休暇の取得状況等の私生活に関わる情報が記載されており、これらの情報は当該職員の職務遂行の内容に係る情報ではないため、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

(オ) 以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、全て法5条1号の不開示情報に該当し、これらを除いた部分に有意の情報は記載されていないから、本件対象文書の全部を不開示としたことは妥当であると考えられる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

上記アに記載した本件開示請求の経緯からすると、本件対象文書を公にすると、各職員を名指しして、あたかも犯罪を行ったかのような誹謗、中傷又は攻撃の電話がかかり、各職員がその対応に苦慮し、威圧的な要求に対して正当な反論を差し控えるなどの事態を生じさせるほか、このような電話の応対に時間を取られて通常の事務処理が遅延するなどし、情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、本件対象文書は、法5条6号柱書きにも該当すると考える。

(3) 上記(2)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 本件開示請求の経緯をみると、諮問庁が説明するとおり、別件事案を端緒として、審査請求人から情報公開室の職員の出勤簿の開示請求が立て続けに行われた上、実質同じ職員の出勤簿である本件対象文書の開示請求に至ったことが認められる。

イ また、審査請求人が電話等で、職員が犯罪に当たるから刑事告発するなど威圧的な言動を行ったという上記諮問庁の説明は、これを否定できない。

ウ 本件対象文書は、職員の氏名の記載があることから、それぞれ、各職員ごとに、全体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

エ 本件対象文書の①欄及び②欄の各職員の氏名及び印影については、諮問庁の説明する本件開示請求の経緯及び審査請求人の言動からすると、これらを公にすると上記(2)イ(ウ)に記載した特段の支障の生ずるおそれがあるとの諮問庁の説明は、これを否定し難い。そうすると、各職員の氏名及び印影は、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない(印影は、当該職員が特定日に出勤して職務に従事したことを示すものではあるが、職務遂行の内容に係る情報とはいえない。)。さらに、当該氏名及び印影は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

オ 次に、本件対象文書の③欄ないし⑤欄には、各職員の休暇の取得状況等の私生活に関わる情報が記載されているところ、これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。また、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。さらに、これらの情報を

公にすると、知人、同僚等であれば当該職員を特定することが可能であり、その場合、当該職員の私生活の内容を知られる結果となることから、当該職員の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示をすることはできない。

カ したがって、本件対象文書の①欄ないし⑤欄に記載された情報は、全て法5条1号の不開示情報に該当し、これらを除いた様式部分に有意の情報が記載されていないとの諮問庁の説明も首肯することができるから、本件対象文書の全部を不開示としたことは、同条6号について判断するまでもなく、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

(本件対象文書)

平成28年3月22日から同月24日の間で、国土交通省情報公開担当部署で職務を遂行していた公務員等の出勤簿（責任者含む）